

特定非営利活動法人緑のダム北相模定款

第1章 総則

第1条（名称）この法人は特定非営利活動法人緑のダム北相模という。

436-1

第2条（事務所）この法人の主たる事務所は、神奈川県津久井郡相模湖町に置く。

2、この法人は、前項のほか、従たる事務所を東京都世田谷区に置く。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）この法人は、森林所有者と地域住民に対し、これらの人々と協力し、森林と森林周辺地域の整備事業を行うことによって、森林保護と再生に寄与すること及び社会全般に森林保護の必要性を訴えることを目的とする。

第4条（特定非営利活動の種類）この法人は、前条の目的を達成するため次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
- (5) 災害救援活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条（事業）この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 森林の維持・管理・保全に係る受託・委託事業
 - ② 社会（環境）教育の推進を図る受託・委託事業
 - ③ 森林過疎地域の活性化を図る受託・委託事業
 - ④ 森林過疎地域の文化・芸術・スポーツの振興を図る受託・委託事業
 - ⑤ 自然保護を図る調査・研究・出版・図書発行事業
 - ⑥ 森林ナショナルトラスト運動
 - ⑦ 森林整備ボランティア活動
- (2) 収益事業
 - ① 物品販売業（木工製品等）
 - ② バザー（古本・古着など）

2、前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障のない限り行うものとし、その利益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

第6条（種 別）この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同し、活動及び事業を推進する個人
- (2) 活 動 会 員 この法人の目的に賛同し、活動に参加する個人及び団体
- (3) 賛 助 会 員 この法人の目的に賛同し、賛助するため入会した個人及び団体
- (4) 評議員顧問 この法人の目的に賛同し、活動及び事業を助言し、支援する有識者

第7条（入 会）正会員及びその他の会員として入会しようとする者は、その旨を記載した入会申込書を代表理事に提出するものとする。

- 2、代表理事は、入会申込者が本会の目的に賛同し、活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。
- 3、代表理事は、第1項の者の入会を認めない時は、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条（入会金及び会費）正会員及びその他の会員は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第9条（会員の資格の喪失）正会員及びその他の会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届けを提出したとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告をうけてもそれに応じず、納入しないとき
- (4) 除名されたとき

第10条（退会）正会員およびその他の会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会する事ができる。

第11条（除名）会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により、これを除名する事ができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款及び規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- (3) 正会員、活動会員およびその他第三者に著しい損害を与え又は、迷惑を掛けたとき

第12条（拠出金品の不返還）既納の入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第四章 役員及び職員

第13条（種別及び定数）この法人は、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上10人以内
 - (2) 監事 2人
- 2、理事のうち、1人を代表理事とし、必要に応じて副代表理事を置くことができる。

第14条（選任等） 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2、代表理事、副代表理事は、理事の互選とする。
- 3、役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を越えて含まれることになってはならない。
- 4、監事は、法人の理事又は職員を兼ねることができない。

第15条（職務） 代表理事は、この法人を代表し、その職務を総理する。

- 2、代表理事に事故あるときは又は代表理事がかけたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 3、理事は、理事会を構成し、この定款に定め及び理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4、監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査する事
 - (2) この法人の財産の状況を監査する事
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告する事。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

第16条（任期等） 理事の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

- 2、補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3、役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条（欠員補充） 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第18条（解任） 役員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議により、これを解任する事ができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

第19条（報酬等） 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受ける事ができる。

- 2、役員には、その業務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
- 3、前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第20条（事務局及び職員） この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

- 2、事務局長は、理事会の議決を経て代表理事が委嘱し、職員は代表理事が任免する。
- 3、事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

第5章 総会

第21条（種別）この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

第22条（構成）総会は、正会員をもって構成する。

第23条（機能）総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算ならびにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の特任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) その他、運営に関する重要事項

第24条（開催）通常総会は、毎年1回開催する。

2、臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって請求があったとき
- (3) 第15条の4項第4号の規定により、監事から招集のあったとき

第25条（招集）総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2、代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求が会ったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3、総会を招集するときは、会議の日時・場所・目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも開催の5日前までに通知しなければならない。

第26条（議長）総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

第27条（定足数）総会は、正会員の5分の1以上の出席がなければ開会する事ができない。

第28条（議決）総会の議事事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知された事項とする。

ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の半数以上の同意があった時は、その限りでない。

- 2、総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決すところによる。

第29条（表決権等）各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2、やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任する事ができる。
- 3、前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4、総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わる事ができない。

第30条（議事録）総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時、場所
- (2) 正会員の総数および出席者数（書面表決者または表決委任者ある場合は、その数を付記する）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2、議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

第31条（構成）理事会は、理事をもって構成する。

第32条（機能）理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) 準会員顧問の入会を審議する事
- (6) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第33条（開催）理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めた時
- (2) 理事総数3分の1以上から理事会開催を目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第1項第5号の規定により、監事から招集があったとき

第34条（招集）理事会は、代表理事が招集する。

- 2、代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を開催しなければならない。
- 3、理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第35条（議長）理事会の議長は、代表理事がこれを行う。ただし、代表理事の指名により他の理事が行うことができる。

第36条（議決）理事会における議決事項は、第34条3号の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の過半数以上の同意があった場合は、その限りでない。

2、理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長が決する。

第37条（表決権等）各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2、やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3、前項により表決した理事は、前条及び次第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4、理事会の議決について、特別の利害関係を有する者は、その議事の議決に加わる事かできない。

第38条（議事録）理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2、議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、捺印しなければならない。

第五章 資産及び会計

第39条（資産の構成）この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および寄付金
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

第40条（資産の区分）この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、収益事業に関する資産2種とする。

第41条（資産の管理）この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第42条（会計の原則）この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第43条（会計の区分）この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計、収益事業に関する会計の2種とする。

第44条（事業計画及び収支予算）この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

第45条（暫定予算）前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない時は、代表理事は、理事会の議決を経て予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

2、前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第46条（予備費の設定及び使用）予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設ける事ができる。

2、予備費を使用する時は、理事会の議決を経なければならない。

第47条（予算の追加及び厚生）予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、暫定予算の追加又は更生をすることができる。

第48条（事業報告および決算）この法人の事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2、決算上剰余金が出たときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第49条（事業年度）本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第50条（臨機の措置）予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第八章 定款の変更、解散及び合併

第50条（定款の変更）この法人が定款を変更しようとするとき、総会に出席した正会員の過半数の議決を経て、かつ、法第25条3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を受けなければならない。

第51条（解散）この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動にかかる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2、前項第1号の事由によりこの法人を解散しようとする時は、正社員の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3、第1項第2号の事由により解散する時は、所轄庁の認定を受けなければならない。

第52条（残余財産の帰属）この法人が解散（合併または破産による解散を除く）したときに残存する財産は、総会に出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人または公益法人に寄付するものとする。

第53条（合併）この法人を合併する時は、正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第九章 公告の方法

第54条（公告の方法）この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。

第十章 雑則

第55条（細則）この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

付 則

- 1、この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2、この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	鈴木	重彦
理 事	石村	黄二
同	潮田	峻二
同	尾形	侯夫
同	園田	安男
同	畑野	清司
同	永井	宏一
同	丸茂	喬
監 事	鹿島田	功一
同	大坪	浩一

- 3、この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項にかかわらず、設立の日から平成16年5月31日までとする。
- 4、この法人の設立当初の事業計画は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5、この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年3月31日までとする。
- 6、この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず年に次に掲げる額とする。

1 正会員	入会金	3,000円	年会費	3,000円
2 活動会員		年会費	3,000円
3、賛助会員	入会金	10,000円	年会費	10,000円/口
- 7、健全な活動を促進発展させるために評議員顧問を置く。評議員顧問は、理事会に活動及び事業に関わる事を進言できる。
- 8、会の活動に貢献した者は、諮問評議員に準ずる相談役として「森林の父・森林の母」なる尊称をもって活動及び事業に関わる事項を理事会に進言できる。
 - (1) 役員を務めた者
 - (2) 活動に貢献した者で正会員の5名以上、活動会員8名の推薦を得て理事会が認めた者。
- 9、活動参加については、全員協議の上、別に定めた参加費を徴収する。